

神奈川県いじめ防止対策調査会規則

平成26年3月28日教育委員会規則第4号
改正 平成30年4月20日教育委員会規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）により設置された神奈川県いじめ防止対策調査会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 神奈川県いじめ防止対策調査会（以下「調査会」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関する重要事項につき神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、同法第28条第1項の規定に基づき、県立学校における同項の重大事態（第6条第1項において「重大事態」という。）につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。

(委員)

第3条 調査会の委員（以下「委員」という。）は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関し学識経験を有する者並びに関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 調査会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、調査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 調査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 調査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 調査会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査専門部会)

第6条 調査会は、県立学校における重大事態について調査を行うときは、調査専門部会（以下「部会」という。）を置かなければならない。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会における調査審議の状況及び結果を調査会に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「調査会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、「出席委員」とあるのは「出席した部会に属する委員」と読み替えるものとする。
- 7 前項において準用する前条第3項の規定による議事は、調査会の定めるところにより、調査会の会議の議事とみなすことができる。

(委員でない者の出席)

第7条 調査会又は部会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、県職員その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 調査会の庶務は、神奈川県教育委員会教育局支援部学校支援課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、調査会の運営その他調査会に関し必要な事項は、会長が調査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月26日から施行する。